

主要国における利子課税の概要

(2023年1月現在)

	日本	米国	英国	ドイツ	フランス ^(注7)
課税方式	<p>源泉分離課税^(注2)</p> <p>20.3%</p> <p>〔 所得税:15% + 復興特別所得税: 所得税額の2.1% + 個人住民税:5% 〕</p>	<p>総合課税 (連邦税)^(注3)</p> <p>10~37%</p> <p>+ 総合課税 (州・地方政府税)^(注4)</p> <p>〔 ニューヨーク市の場合 7.1%~14.8% 〕</p>	<p>申告分離課税 段階的課税</p> <p>4段階 0、20、40、45%^(注5)</p>	<p>申告不要 (源泉徴収)^(注6)</p> <p>※総合課税も選択可</p> <p>26.4%</p> <p>〔 所得税:25% + 連帯付加税:税額の5.5% 〕</p>	<p>申告分離課税と総合課税の選択</p> <p>〔 申告分離課税〕</p> <p>30%</p> <p>〔 所得税:12.8% + 社会保障関連諸税:17.2% 〕</p> <p>又は</p> <p>〔 総合課税〕</p> <p>17.2%~62.2%</p> <p>〔 所得税:0~45% + 社会保障関連諸税:17.2% 〕</p>

(注1) 税率は小数点第二位を四捨五入している。

(注2) 特定公社債等の利子等については、20% (所得税15%、住民税5%) の税率による申告分離課税の対象となる。源泉徴収されたものについては、申告不要を選択できる。また、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の株主である役員等が支払いを受けるもの、及びその同族会社の役員等が関係法人を同族会社との間に介在させて支払いを受けるものは、総合課税の対象となる。

(注3) 閾値 (単身者:20万ドル (2,840万円)、夫婦合算:25万ドル (3,550万円)) を超える総所得がある場合、その超過分に対して、純投資所得 (利子、配当、短期・長期キャピタルゲイン等) の範囲内で、追加で3.8%の税が課される。

(注4) 州・地方政府税については、税率等は各々異なる。

(注5) 給与所得等、利子所得、配当所得の順に所得を積み上げて、それぞれの所得毎に適用税率が決定される。

(注6) 申告不要適用時よりも納税者にとって有利になる場合には、申告により総合課税の適用が可能。ただし、申告を行った結果、総合課税を選択した方が納税者にとってかえって不利になる場合には、税務当局において資本所得は申告されなかったものとして取り扱われ、26.375%の源泉徴収税のみが課税される (申告不要と同様の扱い)。

(注7) 2012年1月から財政赤字が解消するまでの時限措置として、課税所得に一定の控除等を足し戻す等の調整を加えた額が閾値 (単身者:25万ユーロ (3,625万円)、夫婦:50万ユーロ (7,250万円)) を超える場合、その超過分に対して、追加で3~4%の税が課される。

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=142円、1ユーロ=145円 (基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:令和5年 (2023年) 1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。